

令和7年度 松川町職員採用試験実施要項

【令和7年10月以降採用予定 一般行政職（上級）】

受験申込受付期間 令和7年6月24日（火）から令和7年7月3日（木）

採用試験 後日調整

松川町では地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条の2第2項の規定により、職員採用試験（一般行政職）を下記のとおり実施します。

記

1 試験の区分、採用予定人数、受験資格等

職種	試験区分	採用予定人数	受験資格等
一般行政職	上級	1名	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、以下の条件等を満たす方 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方 ②普通自動車免許を有し、普通自動車を運転することができる方 ③パソコンでの文書作成、表計算等ができる方 ④受付・相談などの窓口業務が遂行できる能力を有している方

※ 一般行政職とは、事務職及び技術職（土木・建築等）を包括した職種区分です。土木、建築等の各種資格取得者（取得見込みを含む）は、その資格等を考慮した配置を行うほか、異動等により一般行政業務（事務など）を行う場合があります。

2 この試験を受験できない者

法第16条各号に規定する次のいずれかに該当する方は、この試験を受験することができません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 松川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 日本国籍を有しない方については、永住許可を受けていることが条件となります。また、公務員に関する基本原則に基づき、「公権力の行使」をともなう業務または「公の意思形成に参画」する職に就くことはできません。

3 試験の方法、内容、日時等

(1) 選考方法

書類審査及び人物試験（個別面接）

(2) 面接日時

受験者に別途通知します。

(3) 試験（面接）場所

松川町役場会議室（長野県下伊那郡松川町元大島3823）

(4) 持ち物

筆記用具

(5) 合否発表の方法等

試験実施後、10日以内に郵送・電子メール等で本人宛てに通知します。

4 採用内定から採用まで

- (1) 採用は令和7年10月1日以降です。なお、この採用は法第22条第1項の規定による条件付採用であり、条件付で採用された時から起算して6か月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式採用とならない（免職となる）場合があります。
- (2) 採用内定を受けた方が、法第33条の規定に該当する行為その他の公務員となるのにふさわしくない行為を採用日前に行った場合は、採用されません。
- (3) 試験申込書の記載事項に事実と異なる内容を記載した場合は、合格又は採用内定を取り消すことがあります。

5 勤務予定場所、給与等

(1) 勤務予定場所、給与

職種 試験区分	勤務予定場所	給与	
		初任給（給料月額）	手当
一般行政職 （上級）	松川町役場庁舎、出先機関等	例 採用時年齢40歳（職歴22年）の場合：約25万円	通勤、期末・勤勉、扶養、住居、特殊勤務手当等の手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

（備考）給料は学歴や職歴等に応じて加算調整が行われます。（上記は高等学校卒業後、公務員等の行政職に在職した場合の給料となります）

(2) 勤務時間

原則として、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分）。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

(3) 休暇等

年次休暇（年20日、ただし採用年は採用月により異なる）、特別休暇（夏季、結婚休暇等）、療養休暇、育児休暇等の制度があります。その他の勤務条件等については、条例等により定められています。

(4) 服務等

地方公務員法上の服務に関する各規定が適用されます。

- ・ 服務の宣誓 ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 守秘義務 ・ 職務専念義務 ・ 政治的行為の制限 ・ 争議行為等の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限

6 受験手続き

(1) 受験申込書の取得（以下のいずれかの方法により、受験申込書を取得してください）

- ア 松川町役場本庁舎（総務課）で受け取り
総務課（8番窓口）にて書類一式を受け取ってください。
- イ ホームページからの取得
松川町のホームページ（職員採用情報）からダウンロードしてください。
※印刷する場合は、両面印刷としてください。

(2) 受験の申込み

下記の書類を準備し、受付期間内に申込みしてください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、申込受付後は、応募書類の返却はいたしませんので予めご承知おきください。

- ア 提出書類
受験申込書（自筆もしくはパソコン入力で作成したもの）
- イ 書類提出先
〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地
松川町役場 総務課 総務係

郵送する場合	封筒の表に「職員採用試験受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等 確実な方法により郵送してください。 ※消印により受験申込受付期間内に差し出したことがわかるもの のみ受け付けます。
持参する場合	受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとなります。 ※受験者本人以外（代理）の方が持参していただいても構いません。

ウ 書類受付期間

令和7年6月24日（火）から令和7年7月3日（木）まで

7 その他

- (1) この試験を受験する方の個人情報は、職員採用の目的以外には使用しません。
- (2) この試験について不明な事項は、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

松川町役場 総務課 総務係
〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地
TEL 0265-36-7021（総務課直通）
E-mail soumu@town.matsukawa.lg.jp